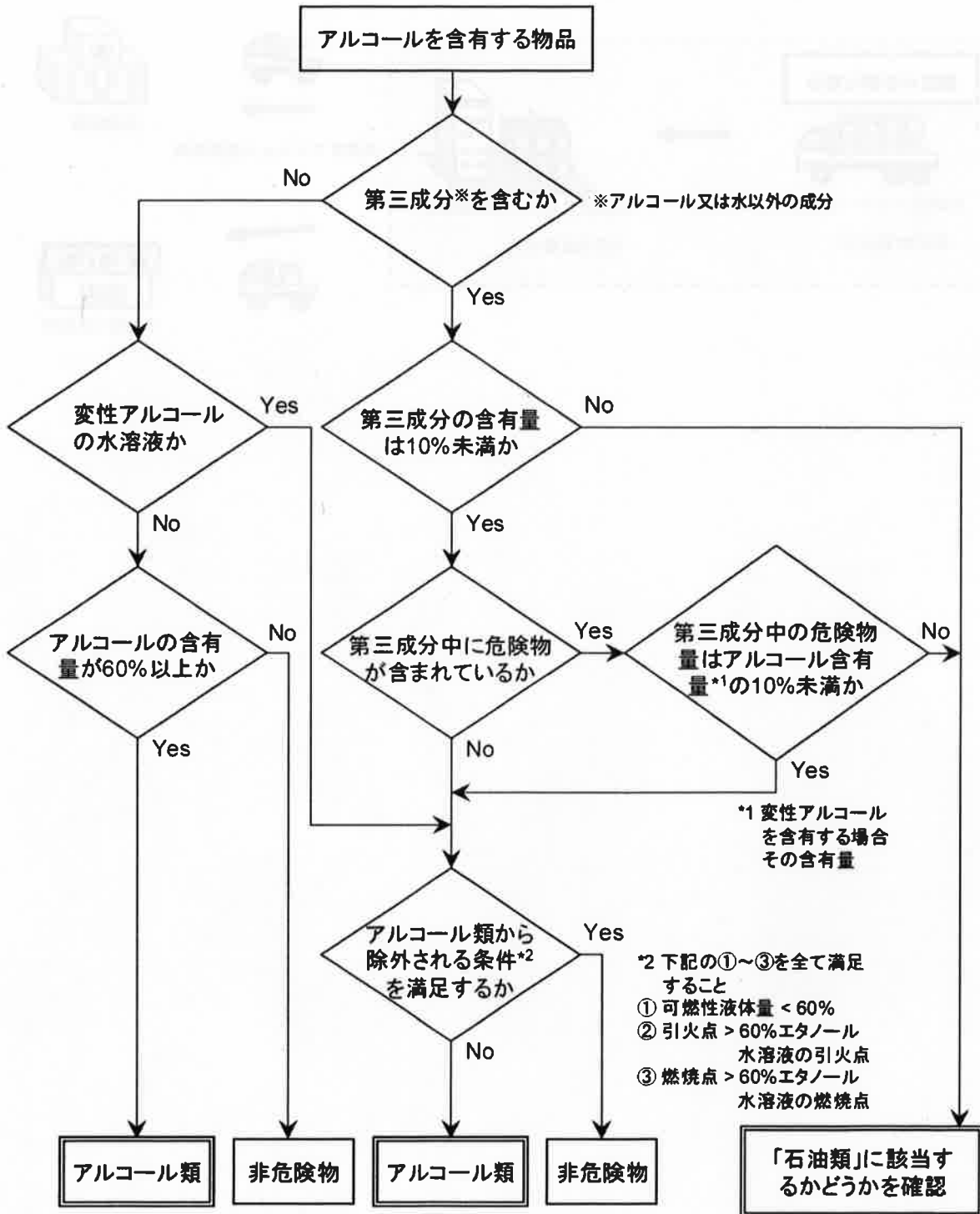


アルコールの判定フロー



※ 消防法上のアルコール類は、重さで考えたときの濃度（重量%、wt%）が60%以上のものが該当する。  
 なお、酒造等においては体積で考えたときの濃度（容量%、vol%）が用いられていることが多く、注意が必要。  
 概ね 67 容量%（vol%）以上が消防法上のアルコール類に該当する。